

# 瀬戸内発見伝

巻之百九

## 瀬戸内市立図書館整備に伴う埋蔵文化財の発掘調査から

市立図書館建設予定地（邑久町尾張地内）は、助三畑遺跡内に位置しています。建物の予定地部分全てが周知の埋蔵文化財包蔵地内にあたるため、建設に先立ち、該当地約1,500平方メートルについて1月10日から3月31日まで埋蔵文化財発掘調査を行いました。

隣接する中央公民館の建設に伴う発掘調査が昭和56、57年に行われており、その調査結果などから弥生時代から中世までの集落の跡であることが分かっています。

前回の調査では、竪穴住居跡2棟や掘立柱建物跡、井戸、溝と数多くの遺構が確認されました。

また、調査区全体で検出された最大規模の中世の井戸から出土した多量の土器の中に、吉備や京都で作られたものも多数含まれており他地域との交流も考えられています。

今回の調査では、弥生時代の掘立柱建物や溝、弥生時代や中世に使われた井戸や土壇（穴）、柱穴などの遺構が多数、検出されました。

今回の調査で明らかになった遺構などから隣接する邑久町尾張地内の馬場崎遺跡（邑久高校を中心にした辺り）や堂免遺跡（市役所を中心にした辺り）を中心とした集落の広がりや関係性を考える上で貴重な資料がいくつか確認できました。



今回の発掘調査で出土した土器・石器の一部

### 出土遺物から

今回の調査では、井戸や土壇の中から完全な形の土器などが多数出土しています。

土壇から出土した水差し形土器（現在の水差しのような形の取っ手付きの土器。右の写真）

真中央）は弥生時代中期頃のものと思われる。

また、他の土壇からは土師器の甕の土器片が、ほぼ元の形が復元可能なほどまとまって出土しました。この甕と同じ形のものがある岡山市の百間川米田遺跡から数個体分出土しており、平安時代後期から室町時代のものと考えられています。



体験発掘風景

前回の調査で大量に出土した椀や小皿は、今回の調査区東端の井戸からも多数出土しています。

土器以外には石器や木器も出土しています。弥生時代前期から中期にかけての溝から環状石斧の半分の破片が出土しています。

同じ溝からは、鋸歯文や竹管文（篠竹などの先で円形、爪形の沈線をつけた文様）が描かれた壺や脚部に長い三角透かしの入った高坏など装飾の施された大量の弥生時代中期頃の土器が出土しました。

### 親子で体験発掘

発掘調査期間の終盤に開催

した埋蔵文化財発掘調査子ども見学会では、簡単な考古学や埋蔵文化財についての話を聞いた後、子どもたちが実際に遺構を掘る発掘体験を行いました。子どもたちは、大きな土器片を掘り出し、取り上げては感嘆の声を上げていました。

現在、発掘調査報告書を刊行するため、出土した土器や石器の整理・実測・写真撮影・復元などを行っています。

建設を予定している市立図書館内で、これまでの調査から出土した土器や石器を写真パネルなどと合わせて順次公開展示し、観覧できるようにする計画です。

【参考文献】『邑久町史考古編』

# 知っ得!せとうち便

## お知らせ

### 瀬戸内タウンミーティング・市長とセットトーク

市民の皆さんと市長との意見交換の場として、「瀬戸内タウンミーティング」を開催します。また「市長とセット

トーク」として、市民グループ・団体の会合などの場合に、市長が外向き意見交換を行います。希望する団体などは申し込んでください。

### 【瀬戸内タウンミーティング】

- ▽内容
  - ・市長からまちづくり意識調査の結果と主要施策の説明
  - ・市民の皆さんと市長との意見交換

▽対象者 市内に在住・在勤・在学している人

### ▽日時・会場

- ・8月30日（土）午前10時～正午 牛窓町公民館
- ・8月30日（土）午後3～5時 中央公民館（邑久）
- ・8月31日（日）午後3～5時 ゆめトピア長船

### 【市長とセットトーク】

▽内容 市民の皆さんと市長との意見交換（テーマを選択）

▽実施日時 平日および土日祝日の午前9時から午後9時までで、1回2時間以内

### ▽会場

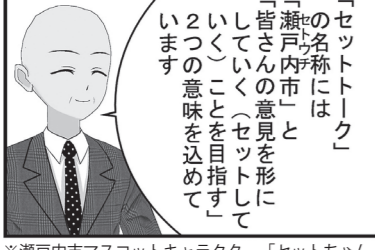
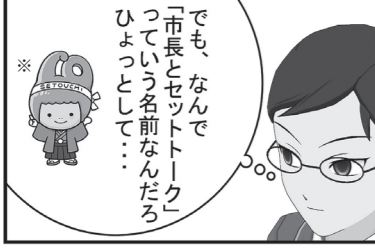
市内の公共施設（コミュニティセンター・集会所）など  
※申込者が会場の確保、準備をしてください。

▽対象者 市内に在住・在勤・在学している人で、原則5人以上で構成される団体・グループなど

### ▽テーマ

- ①まちづくり②産業・観光③教育・文化④健康・福祉⑤環境⑥安全・安心⑦その他

## マンガ セトウチ劇場 市長とセットトーク



※瀬戸内市マスコットキャラクター「セットちゃん」

## 国保限度額適用認定証など

国民健康保険に加入している70歳未満の人が療養を受ける際に、「限度額適用認定証」（緑色）を医療機関などの窓口で提示すると、ひと月の同じ医療機関などでの医療費の支払いが、自己負担限度額までとなります。住民税非課税世帯の人は、「標準負担額減額認定証（茶色）」を提示すれば、入院時の食事代も減額されます。

また、70歳以上の人についても住民税非課税世帯の場合には、「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」（茶色）を提示すれば、自己負担限度額が適用され、食事代が減額されます。

現在お持ちの「限度額適用認定証」などの有効期限は、7月31日までです。8月1日以降も必要な場合は、申請をしてください。

ただし、原則として国民健康保険税完納世帯に限ります。

### 国保市民課

0869-22-1790

### 瀬戸内市邑久町尾張300-1

0869-24-7095

### HP

http://www.city.setouchi.jp/mayor/settalk.html

### お問い合わせ

0869-24-7095

### 募集

0869-24-7095

### 相談

0869-24-7095



**臨時福祉給付金は  
8月1日から受付開始**

市では、消費税率の引き上げに伴い所得の低い人への臨時措置として支給する臨時福祉給付金の受付を、8月1日(金)から開始します。

対象となる人には、7月末に市から申請書などを郵送しています。

申請に必要な書類などを確認して、同封の返信用封筒で郵送してください。

**▽支給対象者**

平成26年度分市民税(均等割)が課税されていない人  
※課税されている人の被扶養親族や生活保護制度の被保護者は、対象外です。

**▽支給額**

支給対象者1人につき1万円  
ただし、支給対象者で次のいずれかに該当する人には、5千円が加算されます。  
・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など  
・児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など

**▽受付期間**

8月1日(金)～平成27年2月2日(月)(閉庁日を除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
**国庫福祉課(ゆめピア長船内)**  
☎0869・26・8660

**子育て世帯臨時特例給付金も8月1日から**

消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯への負担を減らし消費の下支えを図るため、児童手当を受給している人に子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

この給付金を受け取るには、平成26年1月1日時点に住民票のある市区町村への申請が必要です。

**▽支給額**

市では、子育て世帯臨時特例給付金の受付を8月1日(金)から開始します。  
1月1日時点の児童手当受給者には、7月末に市から申請書などを郵送しています。  
申請に必要な書類などを確認して、同封の返信用封筒で郵送してください。  
※公務員の人は、勤務先から

**申請書などが配布されます。**

**▽支給対象者**

次のいずれかの要件も満たす人  
・平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給  
・平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額(下表参照)未満

**▽対象児童**

支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童  
※「臨時福祉給付金」の対象となる児童や生活保護制度の被保護者にあたる児童は、対象外です。

**▽支給額**

対象児童1人につき1万円

**▽受付期間**

8月1日(金)～平成27年2月2日(月)(閉庁日を除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
**国庫子育て支援課**  
〒701・4264  
瀬戸内市長船町土師277・4  
☎0869・26・8661

**所得制限限度額**

| 扶養親族の人数 | 所得額   | 収入額の目安  |
|---------|-------|---------|
| 0人      | 622万円 | 833.3万円 |
| 1人      | 660万円 | 875.6万円 |
| 2人      | 698万円 | 917.8万円 |
| 3人      | 736万円 | 960万円   |

※収入が給与のみの場合の参考です。他の収入がある場合や医療費控除等、他の控除がある場合は限度額が異なります。

**中小企業退職金共済制度**

中退共済制度は、中小企業のための国の退職金制度です。中退共済制度を利用すれば、安全・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度を手軽に作る事ができます。  
新規加入時や掛金月額を増額する場合に、その一部について国の助成が受けられ、全額非課税で手数料もかかりません。パートタイマーや家族従業員も加入が可能です。解散・存続厚生年金基金の移行先の一つです。制度の利用を

ご検討ください。  
**国独** 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
☎03・6907・1234  
**北方領土返還運動 全国強調月間**  
8月は北方領土返還運動全国強調月間です。  
歯舞群島、色丹島、国後島 および択捉島の北方四島は我が国固有の領土です。  
安政元(1855)年「日魯通好条約」が結ばれ、択捉島以南を日本の領土と決めました。しかし、昭和20(1945)年にソ連に不法占拠され、ソ連が崩壊してロシアとなった現在もその状態が続いています。  
北方四島の一日も早い返還のためには、社会全体でこの問題への理解と関心を深め、世論を結集させることが重要です。北方領土の早期返還実現に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いします。  
～考えよう  
みんなで解決 北方領土～

**有害鳥獣被害防護柵  
設置事業補助金**

市では、市内の農作物を有害鳥獣の被害から守るため、被害

岡山県北方領土返還要求運動県民会議(岡山県総合政策局公聴広報課内)  
☎086・226・7158

| 施行区分                                      | 補助率 | 補助基本額  | 補助金の額                           |
|---|-----|--|---------------------------------|
| (1) 利益を受ける農家の戸数が6戸以上で総延長が800m以上           | 3/4 | 次の単価で算出した額の合計額<br>(1) 電気柵 375円/延<br>(2) トタン板・金網 750円/延 | 原材料費に補助率を乗じて得た額または補助基本額のいずれか低い額 |
| (2) (1) 以外で、利益を受ける農家の戸数が3戸以上または総延長が200m以上 | 1/2 | 次の単価で算出した額の合計額<br>(1) 電気柵 250円/延<br>(2) トタン板・金網 500円/延 |                                 |
| (3) (1)、(2) 以外                            | 1/4 | 次の単価で算出した額の合計額<br>(1) 電気柵 125円/延<br>(2) トタン板・金網 250円/延 |                                 |

防止のための防護柵を設置する農家または農業団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。平成26年度からトタン板も対象になりました。  
**▽対象防護柵**  
金網、電気柵、トタン板  
**▽補助率など** 左上表のとおり  
**国産業振興課**  
☎0869・22・3942

**児童扶養手当など**

児童扶養手当などを下表のとおり紹介します。現在手当を受けておらず、該当すると思われる人は、ご相談ください。なお、すでに手当を受給している人は、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届(所得状況届)」の提出が必要です。書類を送付しますので、届出期間内に提出をお願いします。詳細については、お問い合わせください。問い合わせ先は下表のとおりです。  
**国福祉事務所(ゆめピア長船)**、市民課、牛窓支所、裳掛出張所

| 手当名      | 児童扶養手当  | 特別児童扶養手当  | 特別障害者手当   | 障害児福祉手当   | 経過的福祉手当  |         |               |    |         |                |  |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|--|---------|---------------|----|---------|----------------|--|---|---|---|
| 届出期間     | 8月1日(金)～8月29日(金)  | 8月11日(月)～9月10日(水)   | 8月11日(月)～9月10日(水)   | 8月11日(月)～9月10日(水)   | 8月11日(月)～9月10日(水)  |         |               |    |         |                |  |   |   |   |
| 対象者      | 次のいずれかに該当する児童を養育している母、父、養育者<br>▷父母が婚姻を解消(離婚)した児童<br>▷父または母が一定の障害の状態にある児童<br>▷父または母の生死が明らかでない児童<br>▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童<br>▷父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童<br>▷父または母が死亡した児童<br>▷母が婚姻によらない(未婚)で出産した児童<br>▷父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令を受けた児童   | 20歳未満の精神、知的または身体に障害がある児童を家庭で監護している父母か、養育している養育者                       | 20歳以上で、重度の障害を重複して有する人、これに準ずる程度の障害を有する人                                | 20歳未満で、重度の障害が1つ以上ある人  | ※現在、新規認定はありません。  |         |               |    |         |                |  |   |   |   |
| 対象外になるとき | ▷公的年金(遺族年金や障害年金)などを受給しているとき   | ▷児童が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき<br>▷児童が障害を支給事由とする年金を受け取ることができるとき       | ▷障害者が障害者支援施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき<br>▷障害者が病院・診療所に継続して3カ月を越えて入院するに至ったとき | ▷障害児が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき<br>▷障害児が障害を支給事由とする年金を受け取ることができるとき     | ▷障害者が障害を支給事由とする年金を受け取ることができるとき<br>▷障害者が社会福祉入所施設などに入所しているとき |         |               |    |         |                |  |   |   |   |
| 支給額      | 月額<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>41,020円</td> <td>41,010～9,680円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>46,020円</td> <td>46,010～14,680円</td> </tr> </tbody> </table> 以後児童が1人増すごとに3,000円加算されます。<br>※申請者本人および同居の扶養義務者の前年所得により、手当額が異なったり、全額停止になったりする支給制限があります。 | 児童数   | 全部支給  | 一部支給  | 1人   | 41,020円 | 41,010～9,680円 | 2人 | 46,020円 | 46,010～14,680円 | 1級(重度)月額49,900円<br>2級(中度)月額33,230円<br>※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。 | 月額26,000円<br>※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。 | 月額14,140円<br>※障害児本人、障害児を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。 | 月額14,140円<br>※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。 |
| 児童数      | 全部支給  | 一部支給  |   |   |  |         |               |    |         |                |  |   |   |   |
| 1人       | 41,020円   | 41,010～9,680円   |   |   |  |         |               |    |         |                |  |   |   |   |
| 2人       | 46,020円   | 46,010～14,680円  |   |   |  |         |               |    |         |                |  |   |   |   |
| 支払時期     | 請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年4・8・12月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4カ月分をまとめて振り込みます。   | 請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。 | 請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。 | 請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。 | 毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。            |         |               |    |         |                |  |   |   |   |
| 問い合わせ先   | 子育て支援課<br>☎0869-26-5947   | 福祉課<br>☎0869-26-5943  |   |   |  |         |               |    |         |                |  |   |   |   |

### 保育サポーター養成講座を開催します

瀬戸内ファミリーサポートセンターは、育児の援助を受けたい「依頼会員」と、援助ができる有償ボランティア「提供会員」との橋渡しをする組織です。

市では、提供会員（保育サポーター）を養成する講座を開催します。受講を希望する人は、申し込んでください。

▽日時など 下表のとおり

▽対象者 次の全てに該当する人

- ・市内か瀬戸内市近隣に住んでいる人で、自宅で保育できる人
- ・子育て経験のある人、または子育て支援に興味・関心のある人
- ・全日程受講後、ファミリーサポートセンターの提供会員として登録できる人
- ※保育士・保健師などの資格を持つ人は、講習の一部が免除になる場合があります。

▽受講料 無料

▽定員 30人程度

▽申込期限 8月18日(月)

※提供会員は、育児の援助を受けたい「依頼会員」に対して、有償ボランティアとして支援をします。支援の主な内容は次のとおりです。

- ・保育園や幼稚園までの子ども送迎
- ・冠婚葬祭、学校行事、その他の外出時の子どもの一時的預かり
- ・学校休業日の子どもの子どもの一時的預かり
- ・子どもが軽い病気のときの臨時的な子どもの預かり
- ・産前・産後の子どもの一時的預かり

**岡山子育て支援課**  
☎0869-26-5946

保育サポーター養成講座の日時・内容など

| 日時      | 内容          | 講師                       |                          |
|---------|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 9月1日(月) | 10:00～10:30 | 開講・オリエンテーション             |                          |
|         | 10:30～12:00 | 子どもの心に寄り添う保育             | 山陽学園短期大学幼児教育学科(非常勤講師)    |
|         | 13:00～16:00 | 子どものおやつと調理実習             | 市栄養士                     |
| 9月2日(火) | 9:00～13:00  | 保育実習(見学・実習)※市内保育園        | 市保育士(邑久保育園・福田保育園・長船西保育園) |
|         | 14:00～17:00 | 小児看護の基礎知識                | 市民病院看護局長                 |
| 9月3日(水) | 10:00～12:00 | 年齢に応じた子どもの遊びとその関わり方      | 市保育園長・保育サポーター            |
|         | 13:00～17:00 | 子どもの心の発達を理解              | 岡山県福祉相談センター(中央児童相談所) 職員  |
| 9月4日(木) | 9:00～12:00  | 普通救命講習I                  | 市消防本部職員                  |
|         | 13:00～15:00 | 身体の発育と病気                 | 市民病院小児科医                 |
|         | 15:00～16:30 | 体験発表・保育サポーターとしてスタートするために | 保育サポーター                  |
|         | 16:30～17:00 | 閉講・登録手続き                 |                          |

### 人権啓発映画のテレビ放映

人権啓発映画がテレビ放映されます。映画名、放送日などは左表のとおりです。これを機会に、改めて人権について考えてみませんか。

**岡市民課**  
☎0869-22-3922

| 映画名     | テーマ       | 放送局          | 放送日時                      |
|---------|-----------|--------------|---------------------------|
| 見上げた青い空 | IT、人権、いじめ | 岡山放送(OHK)    | 8月4日(月)午後2時30分～午後3時10分    |
| 探梅      | 人権全般      | 西日本放送(RNC)   | 8月8日(金)午前10時25分～午前11時10分  |
| ほんとの空   | 人権全般      | テレビせとうち(TSC) | 8月14日(木)午後2時50分～午後3時30分   |
| 桃香の自由帳  | 人権全般      | 山陽放送(RSK)    | 8月27日(水)午前10時15分～午前10時55分 |

### 終戦当時の引揚者の人へ保管物件の返還

税関では、終戦後外地から引き揚げてきた人が、税関などに預けた通貨(紙幣)や証券などを返還しています。本人や家族からの返還の申し出や問い合わせを受け付けています。心当たりのある人は、お問い合わせください。

**岡神戸税関宇野税関支署**  
☎0863-31-5375

### 募集

### 就職を目指す若者を支援するセミナー

おかやま若者就職支援センターでは、就職活動をしている若者を対象にした就職支援セミナーを開催しています。受講料は無料です。お気軽にご参加ください。

▽日時 8月12日、9月2日、10月21日、11月18日、12月16日、平成27年1月20日、平成27年2月17日、平成27年

い。ホームページでも受け付けています。

▽出願期間 8月31日(日)まで

**岡山放送大学岡山学習センター**  
☎086-254-9240  
HP <http://www.ojuc.jp>

### 普通救命講習会

瀬戸内市消防本部では、9月9日の「救急の日」と「救急医療週間」にあわせて実施する普通救命講習会の参加者を募集します。

▽日時 9月7日(日)午前9時～正午

### 岡山河川サポーターになりませんか

国土交通省岡山河川事務所では、河川整備などの地域要望の把握、地域との連携強化などを目的として、岡山河川サポーターを募集します。

岡山河川サポーターの活動内容は、ボランティアとして、日常生活の範囲内で知り得た河川に関する情報を河川管理者に提供することです。

▽応募資格 河川(吉井川など)に接する機会が多く、河川愛護に関心がある人

▽任期 9月1日～平成27年8月31日

▽募集期限 8月18日(月)

**国土交通省岡山河川事務所 占用調整課**  
☎086-223-5193  
FAX 086-232-4195  
HP <http://www.cgr.mlc.go.jp/okakawa/>

### ねんさんのおはなし♪

### 付加年金を知っていますか

将来受け取る老齢基礎年金を増やしたい人のために、付加年金の制度があります。制度を利用できるのは、国民年金第1号被保険者または任意加入者です。申請月から国民年金の定額保険料(平成26年度:15,250円)に「付加保険料(月額400円)」を上乗せして納付します。

付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は200円×付加保険料納付月数です。老齢基礎年金の受給開始から2年間で、納めた付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

老齢基礎年金を繰り上げ受給、または繰り下げ受給した場合、付加年金も同様に繰り上げ・繰り下げされ、老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

制度の利用を希望する人は、年金手帳と印鑑を持参の上、市民課、各支所・出張所の窓口で手続きをしてください。

※農業者年金の加入者は、付加保険料を納めなければなりません。  
※国民年金基金の加入者は、付加保険料を納めることができません。

**市民課** ☎0869-22-1790

**岡山山年事務所**  
☎086-270-7928

放送大学では、平成26年度第2学期(10月入学)の学生を募集しています。

放送大学はテレビなどの放送やインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

一つの分野を体系的に学びたい人には、「放送大学エキスパート」を実施しています。資料は無料で差し上げられます。お気軽にご請求ください。

### 放送大学の10月生を募集します

この事業は、先の大戦で父

### 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集します。

3月10日(いずれも火曜日)午前10時～午後3時

▽場所 第一セントラルビル5階(岡山市北区本町6-36)

▽セミナー内容 ①企業が求める人物像と効果的な自己PR法 ②模擬面接とマナー講座など

▽受講資格 就職活動中の若者(おおむね40歳位まで)

▽申込方法 電話、FAX、ホームページなどで、住所、氏名、年齢、電話番号、受講希望日をお知らせください。

**岡山おかやま若者就職支援センター**  
☎086-236-1616  
FAX 086-236-1630  
HP <http://www.y-wokokayama.jp/>

市職員を募集します

市では、次のとおり職員を募集します。

- ▽受験資格
▽一般事務
①短期大学（高等専門学校を含む）を卒業した人か平成27年3月31日までに卒業見込の人で、昭和30年4月2日以降に生まれた人
②高等学校を卒業した人か平成27年3月31日までに卒業見込の人で、昭和30年4月2日以降に生まれた人
③身体障害者手帳の交付を受けていて自力通勤および介護者なしでの職務の遂行が

可能であり活字印刷文による出題および口頭による面接に対応できる人で、高等学校卒業程度以上の学歴を有する人か平成27年3月31日までに卒業見込の人で、昭和30年4月2日以降に生まれた人

▽採用予定人数 若干名

- ▽採用年月日 平成27年4月1日
▽試験日時および場所
・1次試験 9月21日（日）午前9時～ 瀬戸内市役所
・2次試験 10月19日（日）
※場所・時間は別途通知します。
・3次試験 11月9日（日）
※場所・時間は別途通知します。

※一般事務職（障害者）については、3次試験は行いません。

▽受付期間 8月1日（金）～21日（木）午前8時30分～午後5時（土、日曜日を除く）

- ▽提出書類
市指定の願書および履歴書
※募集案内、願書、履歴書は総務課、牛窓支所、長船支所で交付します。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
▽瀬戸内市役所総務課
〒701-4292
瀬戸内市邑久町尾張300-1
☎0869-222-3909
HP http://www.city.setouchi.jp/life/support07\_1.html

「瀬戸内市発ブランド」商品を作ってみませんか

市では、「瀬戸内市発ブランド」の商品などの開発を推進するため、市内で生産されている農林水産物や粘土といった鉱物などを活用し、農

- ▽募集対象者
市に所在する法人または団体（任意団体を含む）、市内に住所を有する個人
▽受付期限
8月29日（金）午後5時まで（必着）
▽応募方法
産業振興課で配布する応募様式（市ホームページからダウンロードすることもできます）に必要事項を記入の上、

Books 今月のおすすめ本
走れ！移動図書館
本でよりそう復興支援
鎌倉幸子 著 筑摩書房
東日本大震災の地で、食料や生活雑貨の支援が進む中、仮設住宅に移動図書館車を本を届ける活動が始まった。「立ち読み、お茶のみ、おたのしみ」と書かれた車が、被災者の心の復興のために東北地方を駆け巡った記録です。

笑いヨガ教室
笑いの体操とヨガの呼吸法を組み合わせた「笑いヨガ」を体験できる教室を開催します。事前に、電話で申し込みの上、ご参加ください。
▽日時 8月30日（土）午後2～3時
▽場所 介護事業所まごのて村（邑久町箕輪656-1）
▽講師 宮地勇氏
（岡山市市民生活支援センター）
▽定員 10人

男女共同参画ゼミナール 公開講座
岡山県では、男女共同参画ゼミナール公開講座を下表のとおり開催します。参加者を募集しています。
で、受講を希望する場合は、電話などで申し込んでください。1講座から申し込みできます。
無料託児もありますので、申込時に予約をしてください。
▽場所 きらめきプラザ4階401会議室
（岡山市北区南方2-13-1）
▽参加費 無料
※申込受付後は、参加決定などの連絡はしません。申込が定員を超えた場合のみ、参加の可否について連絡します。
▽岡山県男女共同参画推進センター（ウイズセンター）
☎086-235-3307

提出してください。
岡山県産業振興課
☎0869-222-3934
HP http://setouchikirei.com/

農業大学校 学生募集

岡山県農林水産総合センター農業大学校では、平成27年度の学生を募集しています。
受験資格などの詳細は、同センターのホームページをご覧ください。
（募集要項・入学願書）を請求してご確認ください。
▽募集人員 35人（推薦入学は20人程度）
▽修業期間 2カ年
▽課程（コース）
・園芸課程（果樹・野菜・花きの各コース）
・畜産課程（和牛コース）
【推薦入学】
▽願書受付期間
8月27日（水）～9月10日（水）
▽試験期日 9月27日（土）
▽合格発表日
10月8日（水）

- ▽（一般入学）
▽願書受付期間
・前期 10月8日（水）～22日（水）
・後期 平成27年1月5日（月）～14日（水）
▽試験期日
・前期 11月5日（水）
・後期 平成27年1月28日（水）
▽合格発表日
・前期 11月19日（水）
・後期 平成27年2月6日（金）
岡山岡山農林水産総合センター農業大学校
☎086-955-0550
〒701-2223
赤磐市東窪田157
HP http://www.pref.okayama.jp/norin/nousou/noudai/index.htm

科大学教授の亀田修一氏を講師に招き、古代邑久郡の歴史を学ぶ講演会を開催します。事前に申し込みの上、ご参加ください。
当日は、午前11時から午後2時の予定で、備前焼や創作陶器に盛ったカレーの販売もあります。
▽日時 8月9日（土）午前10時～午前11時30分
▽場所 寒風陶芸会館
▽定員 50人
▽参加費 無料
▽申込期限 8月8日（金）
岡山寒風陶芸会館
☎0869-34-5680

ふれあい釣り大会・体験地引網
邑久ライオンズクラブでは、ふれあい釣り大会と体験地引網を開催します。賞品もあります。
事前に申し込みの上、ぜひ参加してください。
▽日時 9月7日（日）午前10時～午後3時

Table with 4 columns: 開催日, 開催時間, 講演の演題, 講師, 申込期限. Rows include topics like '職場とは？～制度と風土の両輪で～' and '呪縛から解放へ～男性の多様な生き方を探る～'.

Table with 4 columns: 開催日, 開催時間, 講演の演題, 講師, 申込期限. Rows include topics like '仕事と生活のグッドバランス～それは私たちの暮らしをどう変える？～' and '人やまちが元気になるファシリテーター入門講座（ワークショップ）'.

催し物



花咲かせセミナー

市では、健康について気軽に学べる「花咲かせセミナー」を左表のとおり開催します。参加費無料、事前申し込みは不要です。

- ▽時間 午前10時～午前11時15分
- ▽場所 ゆめトピア長船
- ▽持参するもの 健康手帳、飲み物(12月24日は、ヨガマット・ストレッチマット)
- ▽健康づくり推進課 0869・26・5962

| 開催日               | 内容            |
|-------------------|---------------|
| 8月27日(水)          | ストレッチを体験しよう   |
| 10月22日(水)         | アルコールについて考えよう |
| 12月24日(水)         | ヨガを体験しよう      |
| 平成27年<br>2月25日(水) | 食事のことについて考えよう |

美術館「絵と遊ぼう！トリックアート展」

瀬戸内市立美術館では、絵の前で写真を撮ると、まるで自分が絵の中に入りこんだような不思議な写真が撮れるトリックアート作品を中心とした展覧会を開催しています。

- ▽期間 8月31日(日)まで
- ※休館日は毎週月曜日です。
- ▽開館時間 午前9時から午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▽観覧料 大人600円、団体(20人以上)および65歳以上500円、中学生以下無料
- ▽瀬戸内市立美術館 0869・34・3130



△安藤哲男「イルカ」2011年

人形劇の祭典・喜之助フェスティバル

喜之助フェスティバル市民実行委員会では、「人形劇の祭典・喜之助フェスティバル」を開催します。前夜祭でも人形劇を披露します。

- ▽日時 8月23日(土) 午前9時～午後4時30分、8月24日(日) 午前10時～午後4時
- ▽場所 中央公民館(邑久)、邑久コミュニティセンター
- ▽観劇料 前売 3歳～中学生 500円 高校生以上 1,000円 ・当日 3歳～中学生 700円 高校生以上 1,200円 ※2歳以下は無料です。
- 【前夜祭】
- ▽日時 8月22日(金)
- ・1回目 午後7時～午後7時30分
- ・2回目 午後7時45分～午後8時15分
- ▽場所 中央公民館(邑久)
- ▽演目など 瀬戸内市アマチュア系あや



喜之助人形「獅子舞」

つり人形劇団協議会による人形劇「黒田官兵衛ゆかりの地 備前福岡を訪ねて」

- ▽観劇料 無料
- ▽喜之助フェスティバル市民実行委員会 090・8247・4680

自閉症と発達障害について考える

瀬戸内市手をつなぐ育成会では、自閉症と発達障害について考える講演会を開催します。参加費無料、事前申し込みは不要です。

- ▽日時 8月26日(火) 午後1時～午後3時30分 (受付は午後0時30分から)
- ▽場所 瀬戸内市総合福祉センター

相談



セミナー

- 【二部講演】
- ▽演題 発達障害と共に生きる
- ▽講師 瑠璃真依子氏(岡山県発達障害者支援センター代表)
- 【一部講演】
- ▽演題 自閉症の人たちへの支援
- ▽講師 寺尾孝士氏(川崎医療福祉大学医療福祉学部医療福祉学科教授)
- ▽瀬戸内市手をつなぐ育成会 会長金光さん 090・1186・3827

年金相談

年金事務所の職員が年金の相談に応じます。

- 相談を希望する人は、事前に予約をしてください。
- ▽日時 8月21日(木) 午前10時～午後3時
- ▽場所 牛窓町公民館
- ▽相談料 無料
- ▽岡山東年金事務所 086・270・7929

岡山県青少年相談員

県では、青少年やその保護者が、悩みや不安を地域において気軽に相談できる窓口として、ボランティアによる岡山県青少年相談員制度を設けています。

相談員は、青少年活動に積極的に参加しているなど青少年育成活動に熱意のある人で、身近で気軽に相談できる地域のおじさん、おばさんたちです。(左表参照)

| 氏名(しめい)          | 学区  | 相談先☎(市外局番 0869) |
|------------------|-----|-----------------|
| 豊田 一枝(とよた かずえ)   | 牛窓東 | 34-3203         |
| 柴田 長子(しばた ながこ)   | 牛窓西 | 34-3116         |
| 松尾 敦(まつお あつし)    | 牛窓北 | 34-2503         |
| 稲谷 弘昌(いなや こうしょう) | 邑久  | 22-0539         |
| 馬場 登志子(ばば としこ)   |     | 22-1749         |
| 吉田 清人(よしだ きよと)   | 今城  | 22-2673         |
| 蟻正 博美(ありまさ ひろみ)  |     | 22-1780         |
| 笠井 由紀美(かさい ゆきみ)  | 玉津  | 24-1808         |
| 山根 和美(やまね かずみ)   | 裳掛  | 25-0421         |
| 小谷 和志(こだに かずし)   | 美和  | 26-8161         |
| 長岡 敦子(ながおか あつこ)  |     | 26-5151         |
| 小山 恵(こやま めぐみ)    | 国府  | 26-3654         |
| 布野 浩子(ふの ひろこ)    |     | 26-5105         |
| 沖津 由美(おきつ ゆみ)    | 行幸  | 26-3731         |
| 神坂 俊規(かみさか としのり) |     | 26-2002         |
| 水田 正子(みづた まさこ)   |     | 26-2534         |
| 岡部 春子(おかべ はるこ)   |     | 66-6364         |

悩み事や困った事があれば、独りで悩まないで気軽に相談してください。

相談内容については、秘密を厳守します。必要に応じて、専門機関の紹介も行っています。

また、身近な青少年の善行を称える「わかば賞」の顕彰を行っています。近くの青少年相談員へ、他の青少年の模範となる行いをしていいる人を推薦してください。

▽社会教育課 0869・34・5605

中小企業・小規模事業の経営者の皆さんへ

個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費などを残すことができるルールができました。

①法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合などにおいて個人保証が不要となること、②多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決定した際に一定の生活費などが残ることを定める「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。

ガイドラインに基づき金融機関と相談したい人は、まずは中小企業基盤整備機構中国本部までお問い合わせください。相談に応じるとともに、必要に応じて無料で専門家を派遣します。

▽中小企業基盤整備機構中国本部 082・502・6555

相続遺言・登記・成年後見等相談

岡山県司法書士会では、司法書士による「相続・登記・成年後見等相談会」を行います。

- ▽日時 8月9日(土) 午前9時30分～正午(予約不要)
- ▽場所 中央公民館(邑久)
- ▽相談料 無料
- ▽岡山県司法書士会 おかやま総合相談センター 086・226・0470

催しには消火器の準備を忘れずに

瀬戸内市火災予防条例の一部が次のとおり改正され、8月1日から施行されています。

▽改正内容

【催しにおける消火器の準備】

祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の人が集まる催しにおいて、対象火気器具(気体、液体、固体燃料および電気熱源とする器具でコンロ、グリル、発電機など)を使用する場合は、火災の拡大防止の観点から、消火器の準備をした上で使用することが義務付けられました。

※消火器は、火気器具を取り扱う店舗ごとに準備してください。ただし、同一テナ内に複数の店舗を開設す

【火気を取扱う露店等を開設する場合の届出】

祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の人が集まる催しにおいて、対象火気器具を使用する露店などを開設する場合は、主催者が消防本部へ「露店等の開設届出書」を提出してください。

▽対象にならないもの

近親者で行うバーベキュー、保育園の父母会で行う餅つき大会のように相互に面識がある催しは対象になりません。

▽消防本部予防課 0869・22・1493